



サポートセンター「レターケース」利用募集要項

令和3年度のレターケース利用について、次のとおり募集します。

項目	内容
利用対象	自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を行う団体
利用目的	上記の活動について、グループ内やグループ間の連絡、普通郵便物等の受取り用として利用するものとし、危険物や金品受渡し等の利用はできません。 <u>個人情報を含んだ文書（封書を除く）の受渡し等の利用はできません。</u> ※施錠はできません。また、内容物の紛失等についての責任は負いかねます。
利用期間	利用承認日（ただし、令和3年4月1日（木）以降）～令和4年3月31日（木）
募集個数	432個に至るまで
募集期間	令和3年3月26日（金）～432団体に至るまで
申し込み方法	次の提出書類をそろえ募集期間内に 郵送 にてお申込みください。 なお、 <u>申込みは1団体につき1個とし、複数申込みはできません。</u> <提出書類> 次の書類を封入し、下記送付先まで郵送してください。 1 サポートセンターレターケース利用申込書 ※サポートセンターHPからダウンロード可能 2 返信用封筒(84円分の切手貼付)1枚 ※令和2年度から引き続き、同じレターケース番号を希望する場合は、切手貼付は不要 ※表面に利用承認書の郵送先となる住所・氏名を記載 〔送付先〕 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター レターケース申込担当宛 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"><p>登録内容（団体名、代表者、連絡者）に変更がある場合は、後日、施設予約システムの登録事項変更手続きを行いますので、団体代表者または連絡者ご本人が、運転免許証、健康保険証などの身元確認書類を持参した上で、窓口にお越しください。</p></div>
利用団体決定方法	個数432団体に至るまで、申込み先着順に決定します。
承認等結果通知	・利用の承認（又は不承認）は、文書（サポートセンターレターケース利用承認通知書等）により通知します。【時期：随時郵送予定】 ・ただし、令和2年度から引き続き同じレターケース番号で承認する場合は、当該レターケースへ承認通知書を投函します。
利用上の注意	・利用承認期間終了時（令和4年3月31日）までには保管物を撤去し、原状復帰のうえ、返却してください。 ・利用者がレターケースを棄損した場合は、別途定める様式により届出等していただきます。 ・ <u>9階ファクス（045-312-1862）に送られてきた個人情報を含む文書の取次ぎは行いませんので、9階ファクス番号を送付先とすることはご遠慮ください。</u> <u>（例：個人情報を含むイベント申込書等の送付先）</u>

問合せ先

かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課
電話 045-312-1121(代)内線 2842/FAX 045-312-4810